
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)への対応

みずほリース株式会社

特定家庭用機器再商品化法への対応

- 2001年4月1日に施行された特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という)では、お客様、小売業者、製造業者がそれぞれ役割を分担し、使用済みの特定家庭用機器(以下「対象機器」という)のリサイクルが義務付けられております
- それにより、①収集運搬、②リサイクルに係わる料金は、お客様のご負担になっております

①収集運搬に係る料金

- 弊社が、家電リサイクル法上の「小売業者」として、使用済み対象機器の収集運搬をする場合の料金は下記の通りとなります

ご負担いただく収集運搬料金一覧(1台あたり)

(2019年10月現在)

対象機器	収集運搬料金(税別)
エアコン	8,000円
テレビ(ブラウン管式・液晶・プラズマ式)	5,000円
冷蔵庫・冷凍庫	10,000円
洗濯機・衣類乾燥機	7,000円

— 収集運搬料金について

上記料金は、標準的な場合の料金です。以下のような場合は別途追加料金が発生することがあります

- 遠隔地、離島での引き取りの場合
- 引き取りに当たり、クレーン等の特殊な作業を要する場合
- 対象機器の取り外し作業が発生する場合
- 引き取り日時が指定された場合
- その他特殊事情がある場合

ご負担いただく収集運搬料金は、引取業者からの請求となります

②リサイクル料金について

- ご負担いただくリサイクル料金は、メーカーによって相違しますので、弊社担当者またはメーカーへ事前にご確認願います

※引取業者がお伺いするまでにリサイクル料金を郵便局でお支払いいただき、「家電リサイクル券」をご用意願います